

第一節 通 則

〔執行機関の義務〕

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

〔解釈及び運用〕 一 本条は、普通地方公共団体のすべての執行機関が、その権限に属する事務を管理し、及び執行するに当たつてのよるべき根本基準を規定したものである。この規定は、昭和二十七年の改正において規定されたものであり、執行機関がその任務を遂行してゆくうえの極めて当然の心構えを明らかにしたものであるが、その背景には、戦後の地方公共団体の運営の実際を鑑みるに、地方公共団体のそれぞれの執行機関が、自己の職務権限を誠実に執行するという点に欠けるうらみがないわけではなく、或いはその執行を怠り、或いは権限を逸脱し、或いは拘束を受くべからざるものの拘束を受けて特定の利益に奉仕する等のことに起因して、執行が公正妥当になされているとは必ずしも稱し得ないものも少なくない実情があつたとされている。

二 「普通地方公共団体の執行機関」とは、たとえば、普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのように、それぞれ独自の執行権限をもち、その担任する職務の管理及び執行に当たつて自ら決定し、表示しうるような機関を指すものであつて、これらの機関に附属する機関や、これらの機関の補助機関のようなものまでを意味するものではない。なお、本条中「執行機関」という文言は、すべて本条と同じく、右の意義において用いられている。「規則その他の規程」とは、たとえば、教育委員会、人

事委員会、公平委員会、公安委員会にあつては、それぞれ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地方公務員法又は警察法により、その権限に属する事務に関して、教育委員会規則、人事(公平)委員会規則又は公安委員会規則を制定しうる権限を有するが、規則や規程という明確な一定の形式及び名称が定められていなくても、たとえば、選挙管理委員会が選挙管理委員会に關し必要な事項を定めたもの(法一九四)、取川委員会(土地取用法五九)等が一定の所掌事務について定めた法的な規定なども意味する。

三 「自らの判断と責任において」処理するとは、普通地方公共団体の議会と執行機関は、それぞれ相互に独立対等の関係にあり、また、各執行機関相互間においても、その権限の範囲内にあつては相互に独立の関係にあるから、管理及び執行に当たつては、議会の議決及び他の執行機関との関係について配慮することとしても、すべて自らの意思決定に基づいて行うべきことを明らかにしたものである。

四 平成十一年の地方分権一括法による改正により、機関委任事務制度が廃止されたので、地方公共団体の執行機関が管理し及び執行する事務は、すべて地方公共団体の事務であり、本条の適用においては、法定受託事務であつても自治事務と同じである。

(歳入歳出予算の区分)

第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならぬ。

〔解釈及び運用〕

一 本条は、歳入歳出予算の区分に関する規定であり、昭和三十八年の改正で政令から法律に引き上げられて規定さ

れたものである。元来、予算をどのように区分するかは、歳入と歳出とによつて多分にその性格が異なるといわれている。すなわち、歳入予算は、歳出の財源としての見積りであるにすぎないから、予算区分のいかんによつて受ける制限はさほど重要ではなく、歳入予算の区分は単に収入をいかに整理区分するかというにすぎないとされる。一方歳出予算は、歳入とは異なり、予算に附上されることにより、支出の限度や内容を定める拘束力を持つ。すなわち、予算に附上されない経費の支出を行うことや予算に附上された額を超えて支出することはできない。

二 「性質に従」うとは、たとえば、道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別ということであり、「目的に従」いとは、支出目的別つまり当該経費によつて実現しようとする目的に従つて分類すること、たとえば、社会福祉費、道路橋りょう費等である。

三 議会の議決の対象となる歳入歳出予算は、前述のように款、項である。つまり目、節は、予算の執行科目(行政科目ともいう)として第二百二十条第一項の規定に基づき令第五十条第一項第三号及び第二項の定めるところによるのであるが、これらの目、節は議決の対象とはならないということである。